

行財政改革に関する提言書

令和 6 年 3 月

さぬき市行財政改革推進委員会

【序 言】

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」では、令和2（2020）年国勢調査と比較して、令和32（2050）年のさぬき市の総人口は41%減少、生産年齢人口は52.3%減少するものと推計されており、経済規模の縮小や更なる社会保障費の増大などが懸念されています。

さぬき市の財政状況は、令和4年度決算では財政健全化法に規定する健全化判断比率である実質公債費比率が11.5%（前年度比0.9%減）となり、行政改革実施計画や財政健全化策に沿った種々の取組によって一定の成果が現れてきています。一方、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は96.4%（前年度比3.8%増）と依然として高い水準にあり、極めて厳しい財政状況に直面していることから、より一層の事務・事業の見直しを行っていく必要があります。

また、令和6年度予算編成方針によれば、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気については、緩やかに回復の見込みはあるものの、人口減少に伴う普通交付税の減少や生産年齢人口の減少に伴う市民税の減収により、一般財源の減少は避けられない状況にあります。一方、歳出面では、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加に加えて、防災・減災対策、学校などの教育設備の整備のほか、更新時期を迎えている公共施設の統廃合や長寿命化対策に要する経費の増大が予想され、さらにはエネルギー価格をはじめとする物価の高騰の影響により、歳出規模の縮減が難しい状況にあります。

地方公共団体においては、今後の更なる困難な財政状況のもと、多様化する行政需要に的確に対応を図る必要があることから、必要なサービスを安定的に提供するため、引き続き徹底した行財政改革の取組が求められています。

この提言書は、令和4年度における「第5次行政改革実施計画（令和元年度～令和4年度）」の進捗結果について検証・評価し、今後の行財政改革の取組をさらに進展させるために議論した意見全般について取りまとめたものです。

今後とも行財政改革の更なる推進に向け、本委員会の提言の趣旨を十分に踏まえ、更に創意と工夫を重ね、市民の理解と協力を得ながら、安定的に継続してサービスを提供し、まちづくりの将来像である「自然豊かでいきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」の実現に向けて取り組んでいただきたい。

令和6年3月19日

さぬき市行財政改革推進委員会

会長 長山 貴之

1 行政改革実施計画（令和4年度）に基づく主な取組について

○ 取組項目「歳入の確保」

・ 具体的取組内容「観光収入の確保」

令和5年5月、世界保健機関より新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の終了が発表され、日本では新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが5類感染症に移行したことで、外国人旅行者による消費の回復が見込まれる。市内には四国八十八箇所霊場が3箇所所在しており、外国人参拝者も多くいることから、より快適に訪れてもらうためにも、英語、韓国語、中国語等を表示した観光案内看板等の環境整備に取り組んでほしい。

また、さぬき市は高速道路の出入口が多いが、市外の方々により一層立ち寄ってもらうための取組を進めてほしい。特に、若者に好まれる食によって、観光客が増えている事例もあることから、本市独自の食品を開発し、再訪しなくなるような取組を検討してほしい。

・ 具体的取組内容「ふるさと納税の取組推進」

ふるさと納税ポータルサイトや中間支援組織の利活用、返礼品の見直し等によって、令和3年度は約3億9,000万円（約20,000件）、令和4年度は約4億7,000万円（約37,000件）と寄附金額、寄附件数も増加している状況である。令和5年6月、寄附金の募集に要する経費等の明確化について、総務省より通知された。今後も関連法令に則り、さぬき市のアピールや財源の確保に引き続き取り組んでほしい。

○ 取組項目「施設管理費等の適正化」

・ 具体的取組内容「公立保育所等の再編等」

令和元年10月に認定こども園、幼稚園、保育所等の利用料が無償化（対象：3～5歳）されたことを受け、保護者の保育所への需要が増大し、極端に園児が減少している幼稚園も出てきている。このため、幼稚園のこども園転換や需要に応じた職員の配置転換、子どものために利活用できる施設への転換も含め、公立幼稚園等の整備計画の策定について検討し、時代の変化に対応した施設再編に取り組んでほしい。

○ 取組項目「補助金の見直し」

・ 具体的取組内容「イベント補助金の見直し」

旧5町がさぬき市に合併して21年を迎えたが、各種イベントについては、各地区で引き続き実施されているものも多く存在している。地域活性化の観点から、各地区の独自性を尊重する必要があるものの、イベントの目的や必要性、今後の需要を踏まえ、市民と共にイベントの集約について検討し、補助金の見直しに努めてほしい。

○ 取組項目「組織機構及び事務・事業の見直し」

・ 具体的取組内容「コミュニティバス運営形態の見直し」

さぬき市では、令和5年12月よりデマンドタクシーの実証運行を開始しているところである。この事業については、利用者が少ない13時以降に車両をデマンドタクシーに切り替える方法をとっているが、効率化だけではなく、簡易な予約方法の確立や家の近くから乗降できるような方法について検討し、十分な周知によって市民の理解を得ながら実証運行に取り組んでほしい。

また、営利目的の旅客輸送に関する許可がなくても、乗車料金を無料とし、提供する支援サービスに対して使用料を得ている事例もある。この場合、利用者は支援サービスを必要とする方に制限されるが、あらゆる手段を検討し、市民の日常生活が快適となるように取り組んでほしい。

○ 取組項目「市民サービスの向上」

・ 具体的取組内容「情報発信体制の充実」

詳細な市政情報については、ホームページに掲載されているところであり、発信する情報は、各担当者から秘書広報課で集約され、統一した情報発信が行われている。一方で、各種制度の改正等、情報を届けたい時期が重なることにより、情報発信に時間を要することも生じる。このため、各担当者自らがホームページを編集できるシステムの導入や全庁的な情報発信体制の整備について検討し、よりタイムリーな情報発信に取り組んでほしい。

・ 具体的取組内容「子育て支援等の充実」

近年、結婚観については、結婚を望まない方も増加しており、多様な価値観へと変化している。このため、結婚後の妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援だけでなく、結婚を希望される方を後押しするような支援について、先行事例を踏まえ、検討し、結婚前から子育て期にわたる支援に取り組んでほしい。

また、全国的に両親の共働き世帯数が増加しており、子どもが病気になった際、自宅での対応が困難な場合も増えている。病児・病後児保育について、市民病院等で対応がなされているが、インフルエンザ等の流行期における対応についても検討してほしい。さらに、近年は、特別な配慮や支援を要する子どもへの対応が求められているため、様々な障害のある子どもを受け入れられる保育所やデイサービスの充実について検討し、子育て支援の充実に努めてほしい。

○ 全体として

既存の行政事務については、先進事例を踏まえ、まちに合ったあらゆる手段を検討し、より効果的な行政サービスの提供を推進してほしい。

また、子育て支援については、令和5年12月に「こども未来戦略」が示されたため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けた基本的方向性を踏まえ、様々な環境変化を捉えた子育て支援の強化に努めてほしい。

【第5次行政改革実施計画（令和4年度）取組項目進捗状況一覧（抜粋）】

取組項目	具体的 取組内容	取組事項	期待される効果	年度別計画、指標	(R3)		(R4)	
					計 画	計 画	計 画	計 画
					実 績	実 績	実 績	実 績
①歳入の確保	6 観光収入の確保	関係機関・団体や民間と連携し、既存の観光施設及びイベント等の有効活用を図ることで観光客の増加による観光収入の確保を目指します。	観光収入の確保	計 画	市内外に施設やイベントの情報発信を行う	→	→	→
				指 標	観光地入込客数（県観光動態調査）（万人）	210	215	215
				指 標	テレビ、ラジオ、雑誌等への出演、掲載回数（回）	109	133	133
				指 標		90	90	90
	7 ふるさと納税の取組推進	返礼品の対象となる寄附金額の見直しを行うことで、まちづくり寄附の増加を目指すほか、あらゆる広報媒体を活用したさぬき市のPR活動に取り組み、企業版ふるさと納税を含めた利用者、利用団体の増加による歳入の確保を図ります。	財源確保及び地場産業の活性化	計 画	ふるさと納税返礼品の拡充	→	→	→
				計 画	さぬき市のPR活動	→	→	→
				指 標	寄附金額（千円）	100,000	100,000	100,000
				指 標		387,956	468,163	468,163
				計 画	企業版ふるさと納税の推進	→	→	→
				計 画		→	→	→
③施設管理費等の適正化	2 公立保育所等の再編等	保育所及び学校再編計画に基づく幼稚園の再編整備を進めることで、施設の維持管理経費の削減を図ります。	より良い保育環境の提供・維持管理経費の削減	計 画	公立幼稚園・保育所（園）・こども園のあり方について、入所率・就園率による保護者ニーズや民間活力の動向を見極めながら、施設の再編成を検討	→	→	→
				計 画	長尾幼稚園・遠田幼稚園の統合を検討	→	→	→
				指 標	公立幼稚園・保育所・こども園施設数（施設）	公立幼稚園 6 公立保育所 4 公立こども園 1	公立幼稚園 6 公立保育所 4 公立こども園 1	公立幼稚園 6 公立保育所 4 公立こども園 1
				指 標		公立幼稚園 6 公立保育所 4 公立こども園 1	公立幼稚園 6 公立保育所 4 公立こども園 1	公立幼稚園 6 公立保育所 4 公立こども園 1
④補助金の見直し	2 イベント補助金の見直し	市民による主体性あるイベントを育て、補助金への依存度を軽減させるため、観光協会と補助金の配分について協議し、対象事業となるイベントの廃止も含め見直しを進めます。	補助金の削減	計 画	各イベント等主催者における自己財源確保の促進・対象経費の厳格化	→	→	→
				指 標	イベント補助金額（千円）	31,683	30,355	30,355
⑥組織機構及び事務・事業の見直し	3 コミュニティバス運営形態の見直し	各地域のバス利用者を中心に聞き取り調査等を実施し、「さぬき市地域公共交通会議」に諮りながら、地域の実情に見合った公共交通網の再構築に取り組みます。	地域の実情に応じた運行体系の実現	計 画	コミュニティバス運行路線の見直し	→	→	→
				計 画	コミュニティバス運行体系の見直し	→	→	→
				指 標	コミュニティバス収支比率（％）	30.0	30.0	30.0
				指 標		16.3	17.1	17.1
⑧市民サービスの向上	4 情報発信体制の充実	広報やホームページの内容等を随時検討し、市民ニーズに対応した情報提供を推進するとともに、市民相互の意見交換の場としても利用できるよう検討を行う等、情報発信体制の充実を図ります。	情報発信体制の充実	計 画	ホームページの更新	→	→	→
				計 画	毎月広報紙の発行	→	→	→
				指 標	ホームページアクセス件数（件）	301,300	301,400	301,400
				指 標		287,620	233,231	233,231
				指 標	広報紙配布数（部）	16,000	16,000	16,000
				指 標		15,866	15,716	15,716
	5 子育て支援等の充実	妊娠から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供するワンストップ拠点として、「子育て世代包括支援センター」を設置するほか、児童虐待防止関連の一環として、訪問員の育成等に取り組み、子育て支援サービスの充実を図ります。	市民サービスの向上	計 画	妊娠から子育て期にわたる切れ目のない相談支援の実施	→	→	→
				指 標	妊婦面接の実施率（％）	100	100	100
				指 標		100	100	100
				計 画	専任コーディネーターによる相談業務の充実【幼保こども園課】	→	→	→
				計 画	養育支援訪問員の育成【子育て支援課】	→	→	→
				計 画		→	→	→
				指 標	利用者支援事業（基本型）相談対応処理実数（件）【幼保こども園課】	400	440	440
				指 標		575	704	704
				指 標	家庭児童相談事業相談対応処理実数（件）【子育て支援課】	420	430	430
				指 標		992	1,142	1,142

矢印の例：検討 → 準備 → 実施 →

2 行財政改革に関わる取組全般について

(1) ごみの減量化について

現在、ごみ処理については、東部清掃施設組合へ負担金を支払い、実施しているところである。しかし、当該組合を構成する2市1町の人口規模の縮小によって、費用対効果の悪化が見込まれる。また、カーボンニュートラルの観点から、ごみ処理に伴う温室効果ガスの排出を実質ゼロとするには、焼却等に代替する処理方法の移行が必要だと考える。ごみの資源化の取組については、ごみを燃やさずに固形燃料を生産するトンネルコンポスト方式という事例もあるため、将来的なごみ処理の需要やごみの資源化方法、処理方法の併用による既存処理施設の長寿命化について、検討してほしい。併せて、構成自治体内でごみの減量化について、啓発に努めてほしい。

(2) 生成AIの利活用について

令和4年11月、先端技術の1つとしてChatGPTが登場した後押しもあり、自治体における生成AIの活用が進んでおり、既に、実証実験を経て、問い合わせ対応や文書作成補助等の業務で本格的に導入している動きも見られる。現在、生成AIの無料版について、使用に関する運用方針等を作成し、使用を始めているところであるが、他自治体と同様に生成AIの特性を捉え、本格的に業務に導入することで、事務の効率化や市民サービスの向上に努めてほしい。

【総括】

さぬき市の行財政改革に関して、さまざまな議論を行った結果、今回は以上のとおり、行政改革実施計画に基づく主な取組や行財政改革に関わる取組全般について提言を行ったところである。

特に、行財政改革に関わる取組全般としては、次のとおり具体的な提案をした次第である。

① ごみの減量化について

人口規模の縮小による構成自治体の費用負担の増大が見込まれるほか、国は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進していることから、新たなごみ処理方法の導入やごみの排出の減量化の啓発について検討してほしい。

② 生成AIの利活用について

生成AIの特性に適用する業務については、全庁的な利活用を進め、定型業務等にかかっていた時間を短縮し、市民のニーズに寄り添い、ふさわしい行政サービスの提供や効率的な行政運営の実現に取り組んでほしい。

資 料

さぬき市行財政改革推進委員会会議経過
さぬき市行財政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行財政改革推進委員会設置要綱

令和5年度さぬき市行財政改革推進委員会会議経過

【第1回会議】 令和5年10月10日(火)14:00～16:05

市役所本庁舎 302会議室

- 議題 (1) 会議の進め方について
(2) さぬき市の行財政状況等について
(3) 行政改革実施計画（令和4年度）の進捗状況について
(4) 財政健全化策（令和4年度）の進捗状況について
(5) 行財政改革に関する提言書について
- 資料 1 さぬき市行財政改革推進委員会 委員名簿（令和5年度）
2 さぬき市行財政改革推進委員会設置要綱
3 会議の進め方について
4 さぬき市行政改革実施計画（令和元年度～令和4年度）
5 さぬき市の行財政状況等について
6 さぬき市行政改革実施計画（令和4年度）取組項目進捗状況一覧
7 さぬき市財政健全化策（令和4年度）取組項目別効果額一覧
8 さぬき市財政健全化策（平成30年度～令和4年度）
9 さぬき市行財政改革実施計画（令和5年度～令和8年度）
10 行政改革に関する提言書（令和5年3月）

【第2回会議】 令和5年12月26日(火)10:00～12:10

市役所本庁舎 301会議室

- 議題 (1) 意見調書の集約等について
(2) 行財政改革に関する提言書について
- 資料 1 意見調書の集約等について
2 さぬき市行政改革実施計画（令和4年度）取組項目進捗状況一覧
3 取組事項アンケート集計結果
4 さぬき市行財政改革実施計画（令和5年度～令和8年度）（※抜粋）

【第3回会議】 令和6年3月19日(火)10:00～10:25

市役所本庁舎 303会議室

- 議題 (1) 行財政改革に関する提言書について
- 資料 1 行財政改革に関する提言書（案）
2 意見調書等の集約について

さぬき市行財政改革推進委員会 委員名簿（令和5年度）

（順不同・敬称略）

NO	役職	氏 名	区分
1	会長	長山 貴之	識見者
2	副会長	木村 イツ子	団体推薦
3		池田 洋子	団体推薦
4		井出 哲夫	団体推薦
5		川田 礼子	団体推薦
6		木村 英司	団体推薦
7		下地 公規	公募
8		中澤 恵子	団体推薦
9		森永 博子	団体推薦

さぬき市行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、簡素かつ効率的な行財政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の行財政改革に関する計画の策定に際して、意見を述べること。
- (2) 本市の行財政改革の進捗状況等に関して評価を行い、及び意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の行財政改革の推進に関して意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第6条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。